

議案第 15 号

物産館ことうら条例の一部改正について

別紙のとおり、物産館ことうら条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 3 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和3年琴浦町条例第 号

物産館ことうら条例の一部を改正する条例

物産館ことうら条例(平成23年琴浦町条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>第3条 削除</p> <p>(管理)</p> <p>第4条 町長は、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)</u>に次に掲げる業務を行わせることができる。</p> <p>(1) <u>物産館の施設及び設備(以下「施設等」という。)</u>の維持管理に関する業務</p> <p>(2) <u>物産館の利用の許可に関する業務</u></p> <p>(3) <u>物産館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>の收受等に関する業務</p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務</u></p> <p>(指定管理者の選定の特例)</p> <p>第4条の2 町長は、<u>琴浦町公の施設に係</u></p> | <p>(施設)</p> <p>第3条 <u>物産館の主な施設は次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>情報コーナー</u></p> <p>(2) <u>自動販売機コーナー</u></p> <p>(3) <u>特産品販売施設</u></p> <p>(管理)</p> <p>第4条 <u>物産館は、町長が管理する。</u></p> |

る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年琴浦町条例第1号)第8条の規定により、指定管理候補者を選定することができる。

(管理の期間)

第5条 指定管理者が第4条に規定する業務を行う期間は、10年以内とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第6条 物産館の開館時間及び休館日は、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て別に定める。

(禁止行為)

第7条 物産館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失のおそれのある行為をすること。
- (2) 略
- (3) その他物産館の管理上支障があると認めること。

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、物産館への入所を拒み、又は物産館からの退去を命ずることができる。

(利用の許可)

第8条 物産館を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、利用許可を与える場合

(禁止行為)

第5条 物産館において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物産館の施設、設備備品等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失のおそれのある行為をすること。
- (2) 略
- (3) その他町長が管理上支障があると認めること。

2 町長は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、物産館への入所を拒み、又は物産館からの退去を命ずることができる。

(貸付)

第6条 第3条第3号の特産品販売施設の貸付については、町長が別に定める。

(利用の許可)

第7条 第3条第1号及び第2号の施設(以下「情報コーナー等」という。)を利用しようとする者は、町長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 町長は、前項の許可を与える場合にお

において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、物産館を利用するに当たって、施設等に特別な設備をし、若しくは変更を加え、又は備付けの器具以外を持ち込んで利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

4 略

(許可の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

(1) 略

(2) 施設等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失させるおそれのあると認めるとき。

(3)~(5) 略

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を制限し、利用を停止させ、又は利用許可を取り消すことができる。

(1)~(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、物産館の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(利用料金)

第11条 物産館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)は、別に定めるところにより指定管理者にその収入として収受させることができる。

2 利用料金は、1日につき1㎡当たり

いて、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、情報コーナー等を利用するに当たって、施設に特別な設備をし、若しくは設備に変更を加え、又は備え付けの器具以外を持ち込んで利用しようとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

4 略

(許可の制限)

第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。

(1) 略

(2) 施設、設備備品等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失させるおそれのあると認めるとき。

(3)~(5) 略

(利用許可の取消し)

第9条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を制限し、利用を停止させ、又は利用許可を取り消すことができる。

(1)~(3) 略

(4) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(使用料)

第10条 情報コーナー等の利用については、別表に定める額を使用料として徴収する。

1,000円(税別)の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

3 指定管理者は、あらかじめ町長の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者不在等期間における施設の管理に関する業務)

第12条 町長が指定管理者の指定を取り消し、指定管理者が解散し、その他指定管理者がいなくなった場合又は町長が指定管理者の業務の停止を命じた場合は、その時(以下「指定管理者不在等開始時」という。)からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了する時までの間(以下「指定管理者不在等期間」という。)町長は、施設等の管理を行う。この場合において、第6条の規定中「指定管理者があらかじめ町長の承認を得て」とあるのは「町長が」と、第7条から第10条まで及び第15条の規定中、「指定管理者」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

第13条 町長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、利用者から徴収することができる。

2 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第11条第3項の基準により減額し、又は免除することができる。

3 使用料の督促並びに督促手数料及び延

(使用料の督促等)

第11条 使用料の督促並びに督促手数料及び延滞金の徴収については、琴浦町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成20年琴浦町条例第46号)の規定による。

(使用料の減免)

第12条 第10条の使用料は、次の各号に該当するときは、これを減額し、又は免除することができる。

- (1) 非売品展示による利用の場合
- (2) その他町長が特に必要と認める場合

滞金の徴収については、琴浦町税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収条例(平成20年琴浦町条例第46号)の規定による。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、物産館の利用を終了したとき又は第10条の規定による許可の取消し等をされたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、施設等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失した場合は、直ちにその理由を付して指定管理者に届け出るとともに、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 略

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、その利用を終了したとき又は第9条の規定による許可の取消等をされたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第14条 情報コーナー等の施設、設備備品等を汚損し、若しくは損傷し、又は滅失した場合において、前条に基づく原状回復ができないときは、直ちにその理由を付して町長に届出し、町長が相当と認める損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 略

別表(第10条関係)

| 施設・設備名 | | 施設及び設備使用料 | |
|--------|-----------|-----------|--------------------------------|
| 情報コーナー | チャレンジショップ | 日額2,030円 | 1週間継続日額1,780円 2週間継続日額1,520円 |
| | 厨房室 | 日額2,030円 | 1週間継続日額1,780円 2週間継続日額1,520円 |

| | | |
|--|---------------|------------------------------------|
| | 自動販売機コー ナー | 月額 2 m ² 当たり 2,0 00円 |
|--|---------------|------------------------------------|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条の2の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 物産館ことうらの指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。